明治期から昭和前期までの日本での言論統制-統制の仕組みとじっさいの運用について-

メタデータ	言語: Japanese
	出版者: 明治大学文学部心理社会学科
	公開日: 2013-05-27
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 杉山, 光信
	メールアドレス:
	所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/15735

[原 著]

明治期から昭和前期までの日本での言論統制 一統制の仕組みとじっさいの運用について一

杉山 光信

要 約

2008年9月に国立政治大学の台湾史研究センターは、「台湾史と人権」をテーマとするワークショップを開催した。この論文はそこで報告されたものである。ワークショップのなかでは、蒋介石·蒋経国時代の台湾での言論統制は日本統治時代のそれと連続するのか否かも取り上げられ、この理由で戦前の日本での言論統制の制度と実態を報告することになったのである。この論文では、明治憲法には一応、言論・表現の自由は記されているが、実際には言論 4 法による厳重な制約下にあったことを指摘し、昭和前期には治安維持法がつけ加えられるものの基本的にはこの言論取り締まりの体制が敗戦まで続くことを示している。しかし、言論統制の主たる対象と取り締まりの仕方は時期によって異なり、この論文ではそれを3つの時期に区分して示している。

キーワード:言論の自由,言論統制,検閲

(--)

本日は「台湾の歴史と人権にかんする学際的研究会」にお招きいただきありがとうございます。できるだけ研究会のテーマに沿ってお話ししたいと思います。私の研究テーマの一つは日本の新聞とジャーナリズムの歴史で、勤め先の大学では講義「表現と倫理」も担当しています。昨日は李永熾先生が人権思想の歴史をお話されたのですが、人権思想との関係でいうと言論・表現の自由も重要な人権の一つです。17世紀には英国のジョン・ミルトンが、また19世紀にはJ.S.ミルが言論表現の自由の擁護のために論じたのはよく知られているとおりです。

ところで歴史をみるとほとんどの時代, ほとんどの国や社会で支配者は言論表現の自由を嫌い, 統制や弾圧をしてきました。自分たちが批判され攻撃されるのがいやなのです。戦前の日本でもことは同じでした。

言論取り締まりの大まかな構図は次のようになっていました。1889年(明治22年)に明治政府は大日本帝国憲法を公布します。この憲法はその第1条に「万世一系の天皇が日本国を統治する」とありまして、立憲議会制度の形をとっているものの民主主義とはかなり遠い政治制度を定めていました(昨日の李永熾先生の話にあった疑似憲法、欽定憲法です)。それでも第2章の臣民の権利義務の部分では国民の市民的自由としての諸自由権

が列挙されているのです。所有権の不可侵,居住・ 移転の自由、法律によらざる逮捕と処罰はないこ と、通信の自由、信教の自由、請願権の保障など です。これらの市民的権利のひとつとして言論の 自由も規定されていました。第29条では「日本臣 民は法律の範囲内において言論・著作・印行・集 会・結社の自由を有す」としているのです。これ をみると大日本帝国憲法の下でも言論の自由は保 証されていたかのように思われるかも知れません が、それは事実とは違います。「法律の範囲内に おいて」とはなにを意味していたのでしょうか。 帝国憲法が公布された1889年(明治22年)の時点 では、ここでいう法律とは新聞紙条例、出版条例、 集会条例、保安条例のいわゆる言論4法をさして います。これらの法律は具体的にはどのような規 定をもっている法律だったのでしょうか。1889年 時点での新聞紙条例は1887年(明治20年)に改正 されたものです。新聞紙条例は、新聞を発行する にあたっては題号、発行人・編集人を届け出るこ と, 保証金を納めることなどの条項を掲げたあと, 次のように規定しています (出版条例でも同じ)。

第19条 治安を妨害しまたは風俗を壊乱するもの と認むる新聞紙は、内務大臣に於いて発 行を禁止もしくは停止することを得

第20条 新聞紙の発行を禁止しもしくは停止した るときは、内務大臣はその新聞紙の発売・ 頒布を禁止じ、その新聞紙を差し押さう ることを得(1)

新聞紙条例は内務大臣に新聞の発行禁止・停止 と差し押さえを行う権限を与えていたのです。 じっさいには内務省内に警保局という部署が設け られ検閲の業務はここで担当されていました。新 聞社各社はその日の新聞が刷り上がると直ちにこ こに提出し検閲をうけたのです。内務大臣に発行 禁止・停止および差し押さえの権限が定められて いたとして、それではどのようなばあいに内務大 臣はこの権限を発動したのでしょうか。新聞紙条 例によれば、「治安を妨害する」記事、「政体を変 壊し朝憲を紊乱する」記事、あるいは「風俗を壊 乱する | 記事. わいせつな記事を掲載したばあい にこのような行政処分を行うことができることに なっていました。しかし、注意してほしいのは、 治安を妨害するとか、天皇制国家という国家制度 を変革し政治や経済の秩序をみだすばあいといっ ても、そのように判断する基準は具体的にはなに も示されていないのです。すべては内務大臣(つ まり内務省の検閲業務担当者の)一方的な判断で このような処分を行うことができました。新聞を 発行している側からいうと、突如として発行停止 の通知が来て、その理由もわからず禁止・停止が いつまで続くのかその期間もわからない。という ことであったわけです。

1889年(明治22年)の大日本帝国憲法の発布の時期にはこれら言論4法による取り締まりのほかにも、緊急勅令によって言論を制限することも可能でした⁽²⁾。緊急勅令は天皇の親裁の形式をとっていますが、議会が開会していないときに必要に応じて出されるもので、法律と同じ効力をもつも

⁽¹⁾ 明治20年新聞紙条例 『日本近代思想大系 II 言論とメディア』(松本三之介,山室信一編集, 岩波書店,1990)423頁。

⁽²⁾ 内川芳美『マス·メディア法制史研究』(有斐閣,1989) 第1章「大津事件の報道統制と緊急勅令」がこれを扱っている。

のとして公布されました(後で議会での承認が必要)。

(\Box)

このように第二次大戦以前の日本では、大日本 帝国憲法には言論の自由の規定は存在していたの ですが、じっさいにはすでに存在していた新聞紙 条例、出版条例などによって大幅な制限をうけて いたのです。

とはいえ戦前期を通じて政府・権力がどのよう な言論と勢力を取り締まろうとしたかをもう少し くわしく見ていくと、時期により大きなちがいが あることがわかります。1898年(明治30年)に新 聞紙条例の改正が行われます。この改正において、 それまで内務大臣に与えられていた新聞の発行・ 頒布の禁止と差し押さえの権限がなくなります。 制度としては新聞の発行禁止・停止および差し押 さえは存在しているのですが、それは内務大臣の 行政処分としてではなく、内務大臣が裁判所に告 発し、裁判所がこれを実行するという司法処分の 手続きに変更されたのです。判断するのが内務大 臣ではなく裁判所であるという点では取り締まり は緩和されたといえるのですがこの緩和の期間も 長くは続きません。1909年(明治42年)には新た に新聞紙法が制定されることになりますが、新し い新聞紙法においては再び内務大臣の行政処分が 復活し、それは1945 (昭和20年) の敗戦まで存続 するのです。

明治時代の初期から昭和前期までの時期をつう じて、このように日本では言論は自由ではありま せんでした。ところでもうすこし詳しく見ていく と、日本での言論取り締まりがなにを目標とするものであるかは、この取り締まりが一時的に緩和されていた時期の前と後では、ちがうことがわかります。1897年(明治30年)頃までは、つまり1887年(明治20年)に改正される新聞紙条例までは、取り締まりの対象となっていたのは明治政府とその前提となる諸条件(つまり天皇制プラス資本主義)を受け入れた上で、議会制度の実現を求める言論や政府の政策を批判する言論(体制内での批判)であり、また政府官吏の権威的な態度の批判する新聞記事などでした。

明治政府の初期に政府官吏の多くは幕府時代に は武士身分の人々であり,この人々は一般庶民(平 民) にたいする優越感や身分意識をつよく残して いました。彼らはささいなことでも一般庶民を見 下すようなことが多かったのですが、新聞でこれ らのことが記事にされ嘲弄されることには敏感に 反応したのです。1875年(明治8年)に定められ た讒謗律は、皇族、官吏、一般市民の名誉毀損を 取り締まる目的でつくられ、明治13年には刑法に 統合されていく法律ですが、いったん制定される とこの法律はもっぱら新聞による官吏批判を取り 締まるのに用いられることになります。たとえば 1878年(明治11年)3月8日の読売新聞には宮内 省の下級官吏が自宅近くから出勤しようとして人 力車を呼び止めるたさいに、代金の金額をめぐっ て人力車夫とトラブルになり威張り散らしたこと を風刺的なスタイルで記事にしているが、こんに ちならなんでもないこのような記事が讒謗律違反 とされ、当時の金額で5円の罰金を払わされてい ます(3)。当時の金額の5円はかなりの大金です。

⁽³⁾ 西田長壽『日本ジャーナリズム史研究』(みすず書房, 1989)。「筆禍に現れた大小新聞の特質 ――明治11年に於ける|129頁。

また当時の地方制度では人事は中央政府からの任命でおこなわれていましたが、県レベルで選挙(この時代はまだ制限選挙です)にもとづく議会開設を請願するために岡山県の有力者たちが上京した動静を伝える記事もまたこの法律に触れるものとして処罰されているのです(4)。

近代新聞の出現をニュースの伝達, 活字印刷, 定期発行という3条件でみるなら、日本でこの3 条件を満たす最初の新聞は「横浜日日新聞」で. やや遅れて創刊される「東京日日新聞」です。明 治政府はこれらの新聞が近代化の推進に役立つも のと見て. 政府や府県による買い上げをするなど 積極的に支援しました。しかし、これらの初期新 聞は内容的にはかなり水準の低いものでしかあり ませんでした。これら新聞に続いて新たに「日新 真事誌 | という日刊紙を創刊する英国人ジョン・ ブラックはこれら二紙について「両方とも論説を 書こうとはせず、その日の事件についても真面目 に解説するものではない。その紙面はいつもわい せつな小記事で塗りつぶされていて、外国人の目 には情けないというよりも害悪をもたらすように 見えた。それでも日本人は楽しんでいるようだっ た。大部分の日本人は、新聞がなんたるかもまた ・その効用も知らなかったからである」⑸ と書い ています。

ジョン・ブラックはこのように書く十分な資格のある人物でした。1874年(明治7年)に明治政府内での対立から西郷隆盛らは下野し、鹿児島に帰って士族反乱を起こすに至ります(西南の役)。 反乱は国民から徴兵された平民軍隊によって鎮圧されました。この事件は幕末維新の時期のように 反政府の勢力が武力蜂起で政府を転覆するないし 圧力をかけるということがこの時期以後では不可 能になったことを人々に理解させます。政府の政 策を変更させるには選挙による議会を設置させ、 議会で多数派を獲得する。そのために言論により 一票でも多くの票を獲得する、言論の重要性が認 識されるようになるのです。

そしてこれ以後政治決定をもっと国民に開放す るように議会制度の設立と憲法制定を求める要求 が高まることになります。いわゆる自由民権運動 です。政府主流と対立し在野に戻った旧指導者の ひとりの板垣退助は、選挙にもとづく議会の設立 を求める要求する文書を政府に提出し公表しまし たが、ブラックの「日新真事誌」がこの文書を全 文掲載したのでした。それだけでなく「日新真事 誌 | は板垣の提案を時期尚早として反対する学者 (加藤弘之) の反論, あるいはそのほかの自由民 権論者の開設要求の主張にも紙面をさきました。 1874年(明治7年)から翌年にかけて「日新真事 誌 | は紙面を政治的論争の場として提供したので す。こうして日本の新聞もはじめて国民的な政治 問題を取りあげ、世論を喚起する媒体としての役 割を示すことになりました。これ以後、新聞の世 論喚起の役割は広く認識されるようになるので す。そして言論の重要性に気がついた政府も「東 京日日新聞|を自らの立場を代弁する新聞に仕立 てていきます。こうして憲法制定と議会設立を求 める運動の開始とともに日本の新聞は政治新聞の 時代に入っていきました。日本の新聞は1874年(明 治7年)から翌年にかけての時期にその性格と機 能を大きく変化させたのです。

⁽⁴⁾ 同書, 133頁。

⁽⁵⁾ J.R.ブラック著 ねずまさし他訳『ヤング・ジャパン』にこの言葉は見えるとのことだが、松本三 之介「新聞の誕生と政論の構造」(『言論とメディア』所収。462-463頁より引用。

自由民権運動は1883年(明治16年)ころにピー クを迎えますが、この間、日本の新聞は自由民権 運動側の新聞と, 政府側の新聞とに系列化され対 立し論戦を展開したのでした。そして明治政府は 自由民権側の政府批判をきびしく取り締まるよう になります。「国安を妨害すると認められるもの は、内務省においてその発行を禁止または停止す べし」という規定が設けられたのは、このような 状況のなかでのことでした。1875年(明治8年) 以後、自由民権運動側の新聞はしばしば発行停止 になり供託金を没収され、記者たちまで禁固刑を うけることになったのです。とはいえ、このよう に新聞が政治的言論の媒体となっていた時期はな がくは続きませんでした。1884年(明治17年)に なると自由民権運動は退潮してしまいます。か わって伸びてくるのは「大阪朝日」「大阪日日 | 「読 売新聞 などの商業的な大衆報道新聞であり、こ のような変化のなかで政府と新聞との緊張した関 係は背景に退いていったのです。

この変化は日本の産業化が日清戦争と日露戦争という二つの戦争の間の時期に急速に進行したこととも関係しています(昭和8年1933年頃に展開される日本資本主義論争のなかでは、この時期は日本における産業資本段階の確立期であり同時に帝国主義転化の時期であると分析されることになります)。産業化の急速な進展のなかで言論状況は大きく変化しました。新聞は言論よりも報道を優先させるものになり、新聞企業としての経営を第一とするものになっていったのです。明治30年に新聞条例の改正が行われそれまで内務大臣の行政処分として認められていた新聞の発行禁止・停

止および差し押さえが、内務大臣が裁判所に告発し、裁判所が判断するという司法処分になるのは、このようなコンテクストのなかでであったのです。とはいえ、内務大臣の告発と同時に仮差し押さえや同一趣旨の記事掲載の禁止の命令権を発動することは可能でしたから、従来の権限は実質的にはかなりの程度確保されていたわけです。それゆえ、当時の新聞人の三宅雪嶺が評したように、この改正は「言論の自由の見地からすると勝利にして勝利にあらず、権力にとっては敗北に似て敗北にあらず」。

先にお話ししましたように. 1897年 (明治30年) の新聞紙条例の改正により言論と報道の取り締ま りは一時的に緩和されましたが、1909年(明治42 年) になって制定される新聞紙法では再び以前に 戻って、内務大臣による新聞の発行禁止・停止お よび差し押さえの行政処分が定められることにな ります。そしてこの時期以後では、言論を取り締 まるばあいの対象が以前とは異なるものになって いったと申し上げましたが、それはどのような事 態をさしていたのでしょうのか。戦争は経済活動 を一時的には活発にします。日清戦争もその例に もれず産業化を促進したのですが、戦争の終結と ともにブームは終わります。経済の後退は賃金の 引き下げや失業不安による労働争議を多発させま すし、また農村でも地主小作関係のもとでトラブ ルが生じます (小作争議の頻発)。このような騒 然とした社会状況がそれまでの集会及び政社法を 治安警察法に改定させ、労働運動と農民運動の広 がりを押さえ込もうとする政府の動きの背景にあ

⁽⁶⁾ 三宅雪嶺『同時代史』第3巻,昭和27年114頁。ただし,引用は内川芳美『マス·メディア法制史研究』40-41頁から。

るのです。ところで日露戦争の後になると、こと はそれだけでは終わりません。日本でも社会主義 の思想が論じられ、労働運動や農民運動との結び つきが政府や保守政治家たちのもとで懸念される ようになってくるのです。明治期の日本は近代国 家としての形を整えるとはいうものの. 工業労働 や農村における地主小作関係などでは前近代的な ものを多く残したまま産業化を進めていましたか ら、西欧諸国と比較すると労働運動・農民運動を 力で押さえ込もうとする強権的性格が異常に強 く、社会主義思想の広まりはその分だけ権力側に 警戒されたわけです。というのも、社会主義思想 は「朝憲」(つまり天皇制と資本主義の二つとも) 否定しようとするものであったからです。それゆ え1909年(明治42年)の新聞紙法ではかつてのよ うな体制内での相対的批判勢力を取り締まること よりも、明治国家の体制をトータルに批判しその 打倒を目指す社会主義・無産主義の思想と運動が 取り締まりの主たる対象となっているのです(7)。 (以前は、著名な自由民権運動家や活動家だけを マークしていればよかったのですが、これ以後の 時期では大衆的政治運動を取り締まらなければな らないことになります)。

注意されてよいのは、この時期になると資本規模と発行部数ともに飛躍的に大きくなった多くの新聞は、新聞紙法の制定にたいしても反対の意思表示をすることはほとんどなかったことです。日露戦争後の日本の新聞は記事として労働争議や農民争議を扱うことはあっても、労働者や小作農民たちの窮状には理解や同情を示すことはありませんでした(堺利彦や幸徳秋水などの初期社会主義の思想家たちは新聞記者でした。そしてこれらの

記者を擁していた新聞だけが、労働争議や農民争議に支持と共感を示した例外であったのです)。 政府は社会主義の思想と運動の危険を強調し、多くの新聞もそれに論調をあわせ、新しい新聞紙法に再導入された統制の強化を言論の自由に対する 脅威とは認識しなくなっていたのです。

(三)

時期を少しとばして昭和前期. とくに1930年代 の言論取り締まりの状況について話を進めたいと 思います。この時期になると言論・報道の取り締 まりの状況はまた大きく変化するからです。1890 年 (明治23年) に大日本帝国憲法は公布され議会 制度は開始したものの、この議会は一定額を納税 している人びとだけが投票権をもつ制限選挙であ りました(昨日の李永熾先生の話にあったとお り)。ところで第一次大戦後になると西欧諸国で は納税額による制限をはずし成年男子すべてに選 挙権を与える普通選挙を実施する国が増えてきま す。日本でも大正期にある程度の民主化の進展が みられたことをうけて、普通選挙実施の要求が高 まります。そして1925年(大正14年)には普通選 挙法が成立し、第1回の選挙は1928年(昭和3年) に実施されました。しかし、労働運動や無産者運 動の拡大に脅威を見ていた強硬な保守政治家たち は、普通選挙法を治安維持法と抱き合わせの形で 成立させたのです。治安維持法は「国体変革」(つ まり天皇制の廃止)と「私有財産制度否認」(資 本主義制度の否定)を目的とする「結社の目的遂 行の為にする行為をなしたる者」を治安維持法違 反として処罰するものでした。こ法律のいう「結 社 | ははじめは共産党を意味していたましたが、

⁽⁷⁾ 内川芳美, 前掲書, 第3章「新聞紙法の制定過程とその特質」がこの問題を論じている。

(1927年の3・15事件と1933年の一斉逮捕で)共産党が弾圧により壊滅した後では、モスクワに本部を置くコミンテルンが「結社」に指定され、共産党以外でもそれとの関連を疑われるグループや運動がことごとく検挙されることになります⁽⁸⁾。その多くは日本無産党や労農派教授グループ、人民戦線グループ(京都で活動し「世界文化」誌を発行していたリベラルな知識人グループ)など共産党ともコミンテルンとも関係のない運動やグループでしたし、また大本教のような宗教団体もこの法律を拡大解釈し国体を否定するものとされ弾圧され教団本部が破壊されてしまうにまで至りました。

なぜこのように極端な言論弾圧が行われること になったのでしょうか。1930年代の日本の政治社 会状況の急激な変化の理由として考慮に入れなけ ればならないのは、経済環境の変化です。1929年 秋にニューヨークのウォール街での株価暴落に始 まる世界恐慌の影響を受けて日本国内の経済活動 は落ち込んでいました。先進諸国はブロック経済 化に向かっており、 そこから排除された日本の産 業界にとっては工業製品の市場を中国大陸に求め るほかないとされ、中国への軍事進出が政策的に 意識されるようになります。またこの時期に日本 国内では冷害・凶作も重なり、とくに東北地方の 農民は窮状を極めていました。それだけでなく都 市の労働者たちも困窮していました。このような 深刻な国内の社会経済状況たいして普通選挙で選 ばれた議会で政治家たちはなにをしていたかとい えば、政友会と憲政党という主要な二つの保守政 党間での利害抗争にあけくれるだけでした。この ような深刻な社会状況に対して無策であるばかり

でなく, 汚職・疑獄があいつぎ政党政治への幻滅, 財閥指導者など経済界の腐敗は資本主義体制への 批判の高まりとなっていくのです。

新聞紙法から治安維持法までの法律は社会主義 運動. 無産者運動の取り締まりを目的としていた わけですが、日本国内での共産党の壊滅のあとで はもはや左翼からの脅威は消滅します。これに代 わるのは新しい対立の構図です。この新しい対立 の構図は当時の人々には以下のようなものとして 認識されていました。世界経済のブロック化の進 行するもとで、先進各国はすでに保有している植 民地を他国産業にたいして閉ざしてしまいます。 これに対しドイツ、イタリアなどの後発国はファ シズムに走りそのような現状の打破を唱えるので す。それで日本国内でも1930年代になると政治的 対立の構図はこのように、現状維持論と現状打破 論の対立になっているというわけです。現状維持 論は思想的には自由主義・個人主義であり、政治 的には議会中心の政党政治であり、経済的には自 由主義的資本主義,外交方針は英米との協調であ り、理想とする国家体制はイギリスのような立憲 議会主義で、これを支持しているのは元老、重臣、 官僚、政党、財閥その他一般の自由主義者です。 他方これに対する現状打破論は国家改造と維新行 動の必要を主張し、軍部勢力を中心として、経済 的困窮にあえぎ社会的な閉塞感にとらえられてい る国民のあいだで広く支持者をもっていました。 現状打破論では天皇を国民の中心とするだけでな く. 天皇が絶対的な決定者として変革の先頭にた つこと, 一種の独裁のビジョンがもたれ、従来の 政党政治を排斥し、自由主義的資本主義は時代遅 れであるとしてその変革をとなえ(ブロック化と

^{(8) 『}現代史資料45 治安維持法』(奥平康弘編, みすず書房, 1973) 奥平康弘の解説, xi-xii頁。

統制経済),英米追随外交を非難し,「自主的道義的外交」を強調するというものでした ⁽⁹⁾。1930年代には軍部によるクーデタあるいはクーデタ未遂事件が相次いで生じますが,それはいつでもこの現状打破を唱える勢力により引き起こされるのです。

1930年代の日本の政治社会的な急激な変化についてこれだけ説明しておいて、この時期の言論統制の実態に入ることにしましょう。

さきにふれたように新聞紙法では「朝憲紊乱」 「安寧秩序紊乱」あるいは「風俗壊乱」にあたる 記事を掲載した新聞については内務大臣に発行禁 止・停止および差し押さえの権限を認めていまし た。しかし、法律の条文にこれだけの文言だけし か記されていないなら業務を担当する内務省警保 局の担当者がどのような記事のばあいに、朝憲紊 乱・安寧秩序紊乱にあたると判断するのか新聞社 の側では予測がつきません。1930年代になると新 聞の発行部数は非常に大きくなっています(「朝 日|「毎日|はそれぞれ200万部を超えます)し、 原稿締め切りから新聞発行までの時間も短くなっ ています。新聞紙法が認めている事後検閲で発売 禁止になると新聞社は大きな損害を受けることに なりますし、また号外発行のばあいには差し押さ え処分が出てもすでにすべて配布されているとい うことにもなります。そこで内務省警保局では重 大事件が起こったばあいあらかじめ禁止される事 項を新聞社に通知して、そのような記事を掲載さ せないようにしていました。この措置により新聞

社は予測されない損害を免れることができます し、当局も報道制限を徹底できるというわけでし た。

内務省から新聞社になされる通知には3種類のものがありました。(1)示達。このような記事が掲載されたばあいには発行・発売を禁止する。(2)警告。そのような記事が掲載された時の社会情勢と記事の態様とにより禁止処分があるかも知れないもの。(3)懇談。そのような記事が掲載されても禁止処分にしないが、新聞社の良識に訴えて掲載しないように要望するもの。とはいっても、じっさいには当局から一方的に出される示達と警告がほとんどでした。これらの措置は行政指導であって法律に定められたものではないのですが、新聞社や出版社にとっては発行禁止や差し押さえを避けようとするなら従わないわけにはいかないものでした。

新聞社や出版社は発行禁止や差し押さえを避けるために、あらかじめ「革命」や「共産主義」などの言葉は伏せ字にして〇〇や××として活字を組み印刷して自衛していました。伏せ字は検閲がきびしくなる1928年-29年(昭和3年-4年)になると一挙に増え、とくに社会科学書やマルクス主義関係の書物では数行にわたって伏せ字だらけの本が当時は出版されていました。

内務省警保局でも業務は拡大されていきます。 1932年(昭和7)には警視庁では特別高等課が特別高等部に昇格、検閲係も検閲課になり、増員されて82人が業務に当たっていました。警視庁管内(つまり東京都内)の新聞は当時2652紙あり、全

⁽⁹⁾ 宮澤義俊『天皇機関説事件(上)』(有斐閣, 1970)「二つの国論」178-180頁。この文章は司法省刑事局「思想研究資料 特輯72号」に掲載された玉沢光三郎「所謂「天皇機関説」を契機とする国体明徴運動」からの抜粋。当時の検察方面の時局についての見方をよく示している。ただし、社会科学的分析ではない。

国で発行される新聞の24%を占めていました。このうち「朝日」「毎日」などを含む主要26紙が内務省での特別取り締まりの対象でした。記事が問題とされ発売差し止め命令が出るばあい,新聞社には約30分後に文書で伝達され,発売禁止になったばあいは差し止めの執行は新聞販売店で行われたのですが,処分から執行までに要した時間は30分あったので,号外のばあい処分が出てもすでに配布され終わっていて,実効はなかったといわれています(10)。

さて1930年代の日本で、政治的社会的な大事件 が相次いで生じるなかで、このような言論統制の システムはじっさいにはどのように用いられてい たのでしょうか。事件は多数あるのですが一部の 将校により引き起こされる3つの事件を取りあ げ、どのように報道制限の措置がとられたのかを みてみようと思います。この時期の政治的社会的 な対立の構図が、元老・官僚・政党・財界などの 支持を受ける現状維持派と軍部のリードする現状 打破派の対立であるとさきほど申し上げました。 ところで1930年代に日本の軍隊の内部は一枚岩で はなくて二つの派閥に割れていた。急進的将校グ ループ(及びそれを利用する高級将校)の皇道派 とそれに反撥する統制派です。1931年の5・15事件. 1935年の相沢中佐事件、1936年の2・26事件はい ずれもこの両者の対立から引き起こされたものな のです。

1931年の5・15事件は海軍の青年将校たちが首相官邸、警視庁、内相私邸などを攻撃し、当時政友会から出ていた犬養首相を殺害した事件でし

た。事件の当初、陸軍次官は東京に戒厳令を布き、 事件にかんする報道を一切禁止するように政府に 求めます。これにたいし内務省はすでに号外も出 ており禁止はかえって社会不安を増大させるとし て拒否するのですが、新聞紙法にもとづき事件に ついての記事差し止めを全国の警察に指示し、事 件の全体像を報道することを制限しました。すな わち「犬養首相狙撃の不穏事件にかんし事実を捏 造・誇張し、人心を不安ならしむる記事は掲載不 可。また「不穏犯人の撒布したビラの掲載は禁止 され掲載した新聞は差し止める」としたのです。 これにより「朝日|「毎日|「読売」の号外など89 件が禁止、142件が注意処分になります。「犯人の 身分、氏名など素性、事件が軍部に関係ありとし 国軍の基礎に影響があるような記事 | 「原因と今 後もこのような事件が起こるであろうと予想を論 じた記事 | はその翌日になっても掲載不可になり ました (11)。

1935年の相沢事件は次のような事件です。現役の陸軍中佐の相沢三郎が陸軍省軍務局長室で執務中の軍務局長の永田鉄山を軍刀で襲い斬殺した事件です。なぜこのような事件が生じたかはすこし説明が必要かも知れません。5・15事件のあとで政党政治は排除され、政治は軍部主導になり軍部の独裁体制が打ち立てられていくわけですが、軍の内部では皇道派と統制派の抗争が激化していました。皇道派については1933年に陸軍大臣になった荒木貞夫(大将)が指導者とされています。観念的、日本主義的な革新論を主張し、対ソ即時開戦を主張していましたが、このことは元老・重臣グループや政界・財界の危惧を招いていました。

⁽¹⁰⁾ 前坂俊之『兵は凶器なり 戦争と新聞1926-1935』(社会思想社, 1989) 32-46頁。

⁽¹¹⁾ 前沢. 前掲書. 151-159頁。

また自派中心の派閥人事を行ったので軍部内でも 次第に反撥が多くなっていくということがありま す。1934年に永田鉄山が軍務局長に就任すると皇 道派の将校はあいついで左遷されていくようにな ります。広島の歩兵連隊に属していた相沢三郎は この状況に危機感を懐き、永田鉄山局長を襲った のでした。

事件は8月12日の午前9時過ぎに生じました が、直後の午前10時に内務省警保局は「陸軍省発 表以外一切新聞に記事を掲載しないよう」記事差 し止めの通達を出す一方で、陸軍省にたいしても 事件の概要を発表するように要請しました。陸軍 省は事件発生から3時間後に「永田局長が暴漢に 襲われたこと」だけを発表し、7時間後に永田局 長の死亡と犯行の概要を発表しますが、犯人の氏 名・身分が相沢三郎中佐であることを発表するの はようやく翌日の午後になったからでしたし、こ のときの発表では犯行動機は「永田中将にたいす る誤った市中のうわさを妄信した結果 | であると されていたのです。相沢事件にかんする8月中の 禁止処分は53件で、陸軍省発表前または発表以外 の犯人の動機についてふれたもの12件. 発表以前 に事件の発生を報道したもの10件、陸軍内部の派 閥関係や対立についてかき立て統制を乱す恐れの あるもの8件です。陸軍内での皇道派と統制派の 対立や派閥関係にふれることは軍部の一元性と統 制を乱すものとされ、新聞では報道されず、国民 には一切知らされなかったのです(みすず書房刊, 「現代史資料40、マスメディア統制(二)」の 384?391頁にこのときの内務省の記録が収録され ている) ⁽¹²⁾

1936年2月26日に発生した2・26事件は次のよ うな事件です。皇道派の青年将校20人に率いられ た反乱軍1400人が首相官邸、内大臣私邸、蔵相私 邸、陸軍教育総監私邸などを襲撃し4名を殺害し たクーデタ事件 (岡田首相は難を逃れた)。反乱 軍はさらに陸軍大臣官邸, 陸軍省, 参謀本部, 警 視庁を襲撃しました。反乱は3日間にわたり継続 し、首都の要所を占拠し、3日目の午後に部隊は 帰順したのです。この事件の首謀者は5・15事件 のときとは異なり軍法会議で厳罰に処され、軍隊 内から皇道派は排除され、以後は統制派のもとで のファッショ化が進むことになります。統制派と いう名称は陸軍内の統制をはかったからとか、統 制経済を目指したことに由来するとかいわれてい ますが、皇道派の観念性とくらべるとより現実的 でありファシズム化への具体化のプログラムを もっていたとされています。

事件が2月26日早朝に発生すると内務省警保局は午前8時過ぎにこの事件にかんして記事掲載の一切の禁止を新聞社各社に通告。また憲兵隊本部も新聞社各社の幹部を呼び出し、当局発表以外は絶対に掲載は禁止であることを伝えました。他方、反乱軍は決起趣意書を発表しその掲載を各社に求めます。新聞はこの事件についていっさい報道できませんでした。「報知」は反乱軍の決起趣意書を全文一面に掲載しましたが削除を求められ、白紙のまま発行します。「時事」は夕刊トップで「証券取引所の立ち会い休止」を報じ、重大事件が起こっていることを暗示したのです。

陸軍省が初めて事件の概要を公表したのは発生 から13時間を経過した後であり、それまでにさま ざまな流言が飛び交い、そのなか「東京が全滅し

⁽¹²⁾ 前沢俊之『言論死して国ついに滅ぶ 戦争と言論1936-1945』(社会思想社, 1989) 31-38頁。

た」「戦争が始まった」「(昭和天皇の弟の) 秩父 宮が東北の師団を率いて攻め込んできた」といっ た怪情報が全国に流れ、国民は不安に陥ったので した(秩父宮は昭和天皇の一歳年下の弟ですが、 このとき青森の陸軍師団長でした。軍部内では昭 和天皇よりもスポーツマンで頑強な秩父宮に人気 があり、 当時は兄弟間の不和もうわさされていま した)。大事件が起こっているのに新聞が一切報 道しない(報道できない)ことが、人びとをいっ そう不安にしたのでした。事件について憲兵隊本 部は公表をすべてラジオで流し、新聞はラジオで の公表を速記して掲載することしか許されなかっ たのでした⁽¹³⁾。2・26事件では内務省と憲兵隊 による報道規制が全面的になされ、報道の流れが 途絶したため流言が多数発生し、それが社会不安 をかき立てることになったわけですが、社会学者 でありこの事件より少し後に「読売新聞」の論説 委員をすることになる清水幾太郎は名著『流言蜚 語』(1937) を著し、言論報道規制を婉曲な仕方 であったが大胆にも批判したのでした。

(四)

1920年代後半から30年代後半の時期に、言論・表現の自由の統制と弾圧は学問と思想にまでおよんでいました。統制はまずマルクス主義と社会主義を対象としていました。1930年代の初めには大学生や知識人の間ではマルクス主義が広まり、1932-33年には『日本資本主義発達史講座』のように水準の高いすぐれた業績が生み出されています。しかし、この講座はコミンテルンの32年テーゼに近い立場に立っていました。この講座を企画編集し執筆した主要メンバーはコム・アカデミー

事件をでっちあげられ治安維持法違反で検挙されます。そして勤務していた大学(多くは帝国大学)を辞職せざるを得なくなりました。講座派とは対立関係にあったもう一つのマルクス主義のグループの労農派の教授グループも共産党ともコミンテルンとも関係はなかったのに治安維持法違反に問われたのでした。

しかし、学問的研究への権力の介入ということでは1935年に生じた美濃部達吉の天皇機関説事件を取りあげないわけにはいかないと思います。事件が生じる前年まで美濃部は東京帝国大学法学部で憲法学講座を担当していました。また長年にわたって高等文官試験委員を務めてもいました。つまり美濃部達吉の憲法学説は日本で上級公務員として採用されるためには学習しておくのが当然とされていた公認の学説であり、このような学問的功績ゆえに美濃部は勅撰の貴族院議員にもなっていたのです。

天皇機関説事件というのは1935年2月に、美濃部の憲法理論が同じく貴族院議員である菊池武夫(退役中将)により「反逆者」「天皇に対する不遜・不忠」「学匪」であると糾弾されたことに始まります。数日後に美濃部達吉は貴族院で弁明し自分の理論を擁護します。「条理整然所信を述べると満場粛々としてこれに聴き入る。約1時間にわたり雄弁を振るい降壇すれば貴族院には珍しく拍手起こる」という反応であったとされています。これで問題は解決したはずであったのですが、天皇機関説が新聞に大々的に報道され、国民に広く知れ渡ったことから日本主義者や右翼が騒ぎ出し、軍部までもが天皇機関説に反対であることを表明することになります。美濃部達吉は一切の公職を

⁽¹³⁾ 前沢, 前掲書, 39-55頁。

辞すことを余儀なくされます。それだけではなく 貴族院議員の江藤源九郎(退役中将)により裁判 所に告訴され、司法当局は美濃部と司法取引で決 着をはかろうとしますが美濃部は最後まで自説を 曲げません。結果として出版法第19条により「安 寧秩序を妨害するもの」とされ美濃部達吉の著作 は発売頒布禁止の処分(司法処分および行政処分) をうけることになったのでした。政府が美濃部の 学説の禁止を公的に声明したのです (14)。

天皇機関説とはどのような学説であったので しょうか。国家学説のひとつとして国家法人説と いうものがあります。これは国家を法律上、ひと つの法人とみます。国家が法人だとすると君主. 議会、裁判所などは国家という法人の機関である ということになります。この説明を日本にあては めると、日本国家はひとつの法人であり、その結 果として天皇は法人である日本国家の機関だとい うことになります。天皇機関説では主権(統治権) は、すなわち国土、国民を支配する権利は、法人 たる国家に帰属します。国家がその権利の主体で あると説きます。それにたいして天皇機関説に反 対する軍部や日本主義者の立場では、主権(統治 権) は法人たる国家ではなくて、天皇に属すると されました。または天皇がその権利の主体である と説かれました(天皇主権説)。この事件では政 府が天皇機関説という憲法学説を禁止するのです がその理由は、この学説が科学的でない、学問的 に正確でないということではありません。宮澤俊 義は次のように説明しています。そうではなく政 府の考える日本人の国民道徳の規範にはずれてい ると判断したからである、というのです。学問上 の問題ではなく、国民道徳上の問題なのです。いかに学問上の(正しい)学説であっても、国民道徳の規範に適合しないものは許されない、というのです。こうして美濃部達吉の著作の発売を禁止し、全国の教員にたいしてそのような学説を教えることも禁止されたのです(15)。

このように、この学説に対する政府の評価は道 徳の領域での評価であったのですが、日本主義の イデオローグたちが天皇および天皇制をより神秘 化し再定義するようになっていた当時の政治的思 想的状況のなかでは、またひとつの政治的評価で もあったのです。天皇主権説では、国家の統治権 力は天皇一人が有するところであり、天皇の権力 を絶対的とみています。それゆえこの理論は絶対 主義的=専制的な政治体制を推進する立場と対応 します。これにたいして国家主権説(天皇機関説) は、天皇の権力を法人である国家の権限であると 説明する点で、天皇の権力にたいして議会の権力 がこれを制約することを認める立場に立っている のです。ですから天皇機関説とそれを批判する立 場ないし勢力との争いは、当時の日本の政治勢力 の配置関係でいうと、絶対主義的方向と立憲主義 的方向との対立であったのでした。神権主義と立 憲主義との対立であったともいえるでしょう。こ の事件で美濃部の天皇機関説を弾劾し、絶対化・ 神秘化された天皇及び天皇制秩序を推進したの は、軍部ファシズムであり、現状打破勢力なので あったことが理解できると思います。

1930年代に、軍部にリードされてファシズム化していく日本では、このようにして民主主義の言論もすべて禁止され、非合理主義へ傾斜し、国民

⁽¹⁴⁾ 前沢, 前掲書, 237-251頁。

⁽¹⁵⁾ 宮澤俊義『天皇機関説事件(上)』, 6-8頁に付けられている宮澤俊義の解説。

杉山 光信:明治期から昭和前期までの日本での言論統制

を戦争へと動員したのです。それに先だって基本 的人権である言論・表現の自由は完全に圧殺され ていたことはいうまでもありません。(ご静聴あ りがとうございました)。

*この論文は2008年9月7日に台湾政治大学台湾独立史センターで開催された「台湾の歴史と人権にかんする学際P的研究会」で報告された「戦前期日本における言論統制の仕組みと実態」である。

Censorship System in the Pre-War Japan

Mitsunobu SUGIYAMA

ABSTRACT

This paper was presented at a workshop held in September 2008 in National Chengchi University. The workshop was organized by researchers of Modern Taiwan History and inspired by Taiwan independent movement. In 2000 Chen Shui-bian of Democratic Progressive Party was elected as the President of Taiwan and under his government, studies on the censorship by the KMT dictatorial period became possible. So Taiwanese researchers began to study the oppressions of opinion such as the 228 Incident. They also want to know the continuation/discontinuation of censorship system between dictatorial period of Taiwan and pre-War Japan. This is why they invited me to present the censorship system of pre-War Japan.

I presented the censorship system pre-War Japan in three periods.

The first period was earlier half of Meiji era. In 1889, Meiji Constitution was promulgated and since this date Japanese people had a kind of constitution and National Assembly composed of elected members. The Meiji Constitution contained the article of freedom of opinion. But this article also said freedom of opinion was permitted in the range of other related laws such as the press restriction law and the publication restriction law. And according to these four laws public officers could forbid news-reports and opinion publications when they judged these reports and opinion articles violated to imperial constitutional order. As these laws did not define clearly criterion about violation cases, there remained a wide range of control for public officers. In the earlier half of Meiji era, targets of oppression were leaders of anti-government movement (Jiyu-Minken-Undou). Though leaders of these movements occupied the oppositional position, they and the government leaders jointly held basic ideas concerning the imperial constitutional order.

Later half of Meiji era, the political situation changed. Jiyu-Minken-Undou declined and

杉山 光信:明治期から昭和前期までの日本での言論統制

disappeared. And commercial newspapers companies developed and news paper with huge

distribution gradually lost sense of criticism to the Government and established social order.

But after the Japan-Russo War, new oppositional groups were born. After the prosperity of

war demand, economic depression came. And workers strikes and farmers troubles happened

frequently. With this social situation for a background, socialist and anarchist groups

appeared and gained some supports among intellectuals and workers. Leaders of Meiji State

knew well the situation in European countries where socialist movements grew rapidly. They

wanted to control severely these groups. The censorship system was promoted for this purpose.

The third period was pre-War Showa era, specially 1930s. The Great Depression gave great

damage to Japanese economy and many workers lost their jobs and many farmers had bad

harvest for several years. The communist party was already oppressed in 1927 and all its

members were in prison. There was no threat from the leftist forces. To get over the economic

difficulty, Japanese leaders decided to invade the Asian Continent. But at that time, there was

a big division in imperial Army. In the Army, one group argued a radical social reform with

the dictatorial initiative of the Emperor (Ko-do-ha), Another group wanted to change the

social order in a more systematic style such as Germany. These two groups competed severely and the Ko-do-ha undertook several times coup d'etat incidents. But publicly, imperial Army

was monolithic and contained no such division, Japanese news papers could not report actual

facts. And in these cases, the censorship system was promoted to control the newspaper

reporting.

key words: freedom of speech, press control system, censorship

— 31 —